

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び別府市上下水道局契約事務規程（平成6年水道局管理規程第4号）第21条の規定に基づき公告する。

令和6年10月10日

別府市
別府市長 長野 恭 紘

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

朝見浄水場運転管理等業務委託

(2) 業務委託の場所

別府市朝見二丁目4002番2（朝見浄水場内）

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までの期間は習熟期間とし、現受託者から業務全般の引継ぎを受けるものとする。なお、習熟期間にかかる費用については、受注者の負担とする。

(4) 業務の概要

安全、安心、安定の信頼される水道事業に資するため、運転管理等における主な業務内容を次のとおりとする。

- ア 浄水設備（急速凝集沈殿ろ過）の運転管理
- イ 浄水処理過程で発生する汚泥処理設備の運転管理
- ウ 遠方監視制御装置による場外系設備の運転管理
- エ 朝見浄水場内の日常的な巡視及び簡易点検業務
- オ 運転管理に必要な記録並びに日報及び月報等の作成
- カ その他朝見浄水場の運転管理に必要な業務

(5) 予定価格

非公表とする。

(6) 最低制限価格

設定しない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものであること。

- (1) 公告日において、別府市上下水道局（以下「当局」という。）が発注する業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成22年別府市水道局告示第28号）（以下「入札参加審査要綱」という。）により、「上下水道施設維持管理業務」について資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市上下水道局の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても入札参加審査要綱第11条第1項に規定する資格の停止期間中又は資格の取消しになっていない者であること。
- (4) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (7) 国際標準化機構（International Organization for Standardization）の定めるIS09001、IS014001、IS055001のいずれかを取得していること。
- (8) 平成26年度（契約締結日基準）以降に、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設（同条第2項に規定する水道事業又は同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供されるものに限る。）において同条第5項に規定する水道事業者のうち国又は地方公共団体が発注した、履行期間が複数年の契約で、かつ、急速凝集沈殿ろ過方式の浄水施設（単独の浄水施設において浄水処理能力が日量40,000m³以上に限る。）に対し本業務委託と同種の運転管理業務*を元請け（共同企業体による履行にあっては代表者としての履行に限る。）として履行した実績（当該入札の公告日現在、完了済みのものに限る。）を2件以上有すること。ただし、2件目以降については浄水処理能力は日量20,000m³以上とする。（*同種の運転管理等業務とは、1の(4)をすべて満たすこととする。ただし、「朝見浄水場」とあるのは受託した業務委託の場所に読替えるものとする。）
- (9) 次に掲げる条件を満たす総括責任者及び副総括責任者をそれぞれ専任で配置できること。

ア 総括責任者

当該入札の公告日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、浄水施設の総括責任者又は副総括責任者として運転管理業務の実務経験を3年以上有すること。かつ、次に掲げる資格のいずれかを一つ以上有すること。

(ア) 水道法施行令第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者

(イ) 公益社団法人日本水道協会水道施設管理技士認定センターが認定する、水道浄水施設管理技士（以下「水道浄水施設管理技士」という。）2級以上の資格を有する者

イ 副総括責任者

当該入札の公告日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、浄水施設の運転管理業務の実務経験を2年以上有すること。かつ、次に掲げる資格のいずれかを一つ以上有すること。

(ア) 水道法施行令第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者

(イ) 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する者

3 入札に関する手続等

(1) 公告等の配布

公告等の配布を次のとおり行う。

また、別府市上下水道局公式ホームページ（以下「局HP」という。）からもダウンロードすることができる。

URL：<http://www.city.beppu.oita.jp/suidou/>

ア 配布日

令和6年10月11日（金）から令和6年11月28日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時までとする。

※ ホームページからの閲覧及びダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

イ 配布場所

「7 事務局」とする。

(2) 公告等に関する説明会

公告等に関する説明会は実施しない。

(3) 施設等確認

施設等の現地見学会を次のとおり実施する。ただし、施設等の現地見学会は自由参加であり必須事項ではない。なお、現地見学会において、公告、仕様書等の配布は行わないので、入札参加者各自で用意すること。

ア 日時

令和6年10月22日（火）午後1時30分から

イ 場所

朝見浄水場（別府市朝見二丁目4002番2）

ウ 現地見学会の参加受付

(ア) 受付期間

令和6年10月11日（金）から令和6年10月21日（月）までの休日を除く午前9時から午後5時まで。

(イ) 提出先

「7 事務局」とする。

(ウ) 提出方法

現地見学会参加申込書【様式第7号】に記入のうえ、電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては標題を「朝見浄水場運転管理等業務委託現地見学会申込」とすること。

エ その他

(ア) 実施日時の開始時間までに本人確認ができる書類を持参すること。

(イ) 当日は、担当職員の指示に従い、各自で確認すること。

(ウ) 当日は、口頭による質問は受け付けない。質問がある場合は次号(4)公告等に関する質問の受付により質問すること。

(4) 公告等に関する質問の受付

公告等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年10月11日（金）から令和6年10月25日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

「7 事務局」とする。

ウ 提出方法

公告等に関する質問書【様式第1号】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて提出すること。電子メール送信に当たっては標題を「朝見浄水場運転管理等業務委託質問書」とすること。

なお、上記以外の方法（電話、FAX、口頭、郵送等）による質問は一切受け付けない。

(5) 公告等に対する質問への回答

提出された質問（類似の質問が複数ある場合は集約する。）及び質問に対する回答は、令和6年11月1日（金）から局HPにおいて公表する。ただし、質問提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

(6) 競争入札参加申込書、参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出

入札参加者は次のとおり申請書等を提出すること。

ア 提出期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月21日（木）までの休日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出先

「7 事務局」とする。

ウ 提出書類

(ア) 競争入札参加申込書【様式第3号】

(イ) 運転管理等業務受託実績調書【様式第4号】

※ 当該入札の公告日現在、運転管理等業務受託実績調書に記載した実績が確認できる書類（契約書等の写し及び内容・規模が判断できる書類並びに発注者が発行する履行の完了を証明する書類）

(ウ) 配置予定技術者調書【様式第5号】

※ 当該入札の公告日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がわかるもの（健康保険被保険者証の写し等）並びに資格及び実務経験を証するものを添付すること。

(エ) 当該入札の公告日現在、2の(7)で取得しているISO認証の証明書の写し。

(オ) 業務を履行するにあたり実施体制を確認するため履行体制表【様式第8号】を提出すること。

エ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は一切認めない。

郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に必着のこと。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については一切考慮しない。

(7) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、令和6年11月22日（金）までに入札参加者に対し、入札参加資格審査結果通知書【様式第6号】により通知する。

(8) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、3の(7)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（様式は任意）を「7 事務局」に持参して説明を求めることができるものとする。

イ 説明の請求に対する回答は、説明の請求を受けた日の翌日から起算して8日以内に、書面により行う。

(9) 入札保証金

免除とする。

(10) 入札及び開札

ア 日時

令和6年11月29日（金） 午後2時

イ 場所

別府市上下水道局3階 入札室

ウ 提出方法

持参によること。

エ 提出書類

(ア) 業務委託入札書【様式第9号】

(イ) 委任状【様式第10号】

※ 入札参加者の代理人が入札等を行う場合は、委任状を提出すること。

(ウ) 内訳書

※ 入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。様式は、指定された様式を用い作成すること。なお、提出後の差替え、再提出又は撤回はすることができない。

オ 入札執行回数

入札回数は2回を限度とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度の入札で落札者がいなかった場合は、随意契約に移行する場合がある。

カ 入札書の記載金額について

(ア) 入札額は、月単位の金額を見積り、当該金額に60箇月を乗じることにより、5年間の総計金額を算出して入札書に記載するものとする。

(イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(ウ) 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）率に変動が生じた場合は、契約変更手続きを行い、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

キ 入札の辞退

入札参加者は、入札執行に至るまでは入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、入札辞退届【様式第11号】を提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、当局の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

ク 入札参加者が1者の場合の措置

入札参加者が1者であっても、落札者を決定する。

ケ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるとき

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

コ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (イ) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (ウ) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (エ) 同一の入札について2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (オ) 入札金額を訂正した入札
- (カ) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (キ) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示した者のした入札
- (ク) 申請書等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (ケ) 当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次のaからdのいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とする。
 - a 当該談合情報における落札予定金額（率）（以下「落札予定金額（率）」という。）が入札結果と一致している場合
 - b すべての入札参加者が、入札結果と一致している場合
 - c 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果に不自然な事実がある場合
 - d その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
- (コ) 入札金額に対応した積算内訳書の提出がなかった場合
- (ク) その他入札開始前の注意事項又は入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要とする。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、別府市上下水道局契約事務規程第5条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(3) 支払い条件

毎月払いとし、毎月の業務完了検査に合格した後に月割額を支払うものとする。

(4) 賠償責任保険

契約の履行に当たっては、以下により履行期間の開始までに請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

ア 補填限度額

- | | | |
|------------------|--------------------|----------|
| (ア) 対人賠償 | ・ 被害者 1 名当たりの填補限度額 | 1 億円以上 |
| | ・ 1 事故全体の填補限度額 | 2 億円以上 |
| (イ) 対物賠償 | ・ 1 事故全体の填補限度額 | 3 千万円以上 |
| (ウ) 免責金額 (自己負担額) | | 1 0 万円以内 |

イ 被保険者名 発注者、受注者、全下請負人とする。

ウ 被保険者間交差責任担保特約条項を附帯すること。

6 その他

(1) この公告に定めのない事項については、別府市上下水道施設運転管理等業務委託要件設定型一般競争入札実施要領 (令和 6 年別府市上下水道局告示第 4 1 号)、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号)、地方自治法施行令、別府市上下水道局契約事務規程その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加審査要綱に基づく資格の停止又は取消しを行うことがある。

(3) 契約担当者は、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、当局は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 入札参加審査要綱に基づく資格の停止又は取消しを受けたとき (入札参加審査要綱に基づく資格の停止又は取消しに該当するに至った場合を含む)。

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。

この場合、当局は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(5) 当局は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合、契約の解除を行うことができるものとする。

(6) 落札者は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、当局に速やかに申し出ること。

(7) 入札者は、入札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(8) その他不明な点は「7 事務局」まで照会のこと。

7 事務局

本入札において、事務を担当する部局は次のとおりとする。

別府市上下水道局 総務課 契約資産係

住 所：〒 8 7 4 - 0 9 0 3 大分県別府市大字別府字野口原 3 0 8 8 番 2 7

電 話：0 9 7 7 - 2 3 - 3 1 0 8

E-mail：mai2-wb@city.beppu.lg.jp